

事業復活支援金の申請期限が迫っています！

新型コロナウイルスの影響を受けて2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者に対して給付される事業復活支援金の申請期限が、2022年5月31日までとなっています。

なお、申請にあたっては登録確認機関での事前確認が必要です。申請の流れ、期限等は下記のとおりです。



■支給額：中小法人等最大250万円、個人事業主最大50万円

算定式：基準期間※1の売上高－対象月※2の売上高×5

※1「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月を含む期間）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

給付上限額				
売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

■申請方法：電子申請 ※商工会による事前確認、申請サポートは予約制となっています。

■主な必要書類

	書類名	説明・具体例
1	宣誓・同意書	ホームページからダウンロードできます。 ※必ず代表者本人または個人事業主本人が自署してください。
2	代表者の本人確認書類の写し (住所、氏名、生年月日が分かるもの)	法人：履歴事項全部証明書（申請日から3カ月以内のもの） 個人事業主：事業主本人のマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート（住所欄含む）、健康保険証等の写し（いずれかひとつ）
3	確定申告書の控え	收受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)および選択する基準期間をすべて含むもの
4	対象月の売上台帳等	事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類が必要です。
5	振込希望口座の通帳 (金融機関の名称・支店名・預金種別・口座番号・口座名義が分かるもの)	表紙と見開き1・2ページ目の両方 ※電子通帳の場合は画面コピー等

■お問合せ：事業復活支援金事務局相談窓口 TEL 0120-789-140

<職員異動のお知らせ>

転出／退職

令和4年3月31日付 事務局長 吉澤 幹夫
令和4年4月20日付 臨時職員 廣本 幸子

転入／新規採用

令和4年4月1日付 事務局長 中井 将人
令和4年3月22日付 臨時職員 内藤和香菜

「小規模事業者持続化補助金」が 使いやすくなりました

持続化補助金とは？

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

■補助率・補助上限額

類型	通常枠 (現行)	特別枠 (新設)			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は 3/4)	2/3		
補助上限	50 万円	200 万円			100 万円

■特別枠 (新設) 一覧

類型	概要
賃金引上げ枠	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率を 3/4 に引き上げるとともに加点を実施
卒業枠	販路開拓の取組に加え、常時使用する従業員を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した小規模事業者
インボイス枠	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で、免税事業者であったまたは免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、新たにインボイス発行事業者として登録した小規模事業者

■応募締切：2022年6月3日(金) (第8回受付締切) 【当日消印有効】

■応募方法：jGrantsによる電子申請／郵送による申請

※申請には商工会の発行する事業支援計画書が必要ですので、お早めにご相談ください。

※電子申請に必要なgBizIDプライムアカウントの発行には3週間程度の時間を要します。

中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、各事業者が抱えているさまざまな課題を解決するため、専門家(中小企業診断士)による個別相談会を実施します。それぞれの事業者に合わせて多種多様な相談に対応します。

開催日：2022年4月～2023年1月末まで 毎週金曜日、隔週火曜日

※都合により開催日、時間等については変更となる場合があります。

対応時間：9時～12時、13時～16時

お申込：事前予約制 ※予約状況によっては時間の変更をお願いする場合があります。

専門家：荒木慎吾氏(中小企業診断士)、田中健治氏(中小企業診断士)

※「Zoom」を使用したりリモート相談にも対応しています。

臨時休館のお知らせ

第62回通常総代会開催に伴い、下記の日程を臨時休館とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

休館日：5月25日(水) 14時～17時半

兵庫県では省エネ行動の一層の促進を図るため、本年度の「夏のエコスタイル」の実施期間を6月1日から9月30日と定め、実施期間の前後1ヶ月間に移行期間を設定し取組を行います。

市川町商工会では実施期間中、ノーネクタイなどの軽装にて勤務にあたります。

皆様のご理解をお願いいたします。

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674

